

# 議題27 広島市・海田町合併建設計画(案)

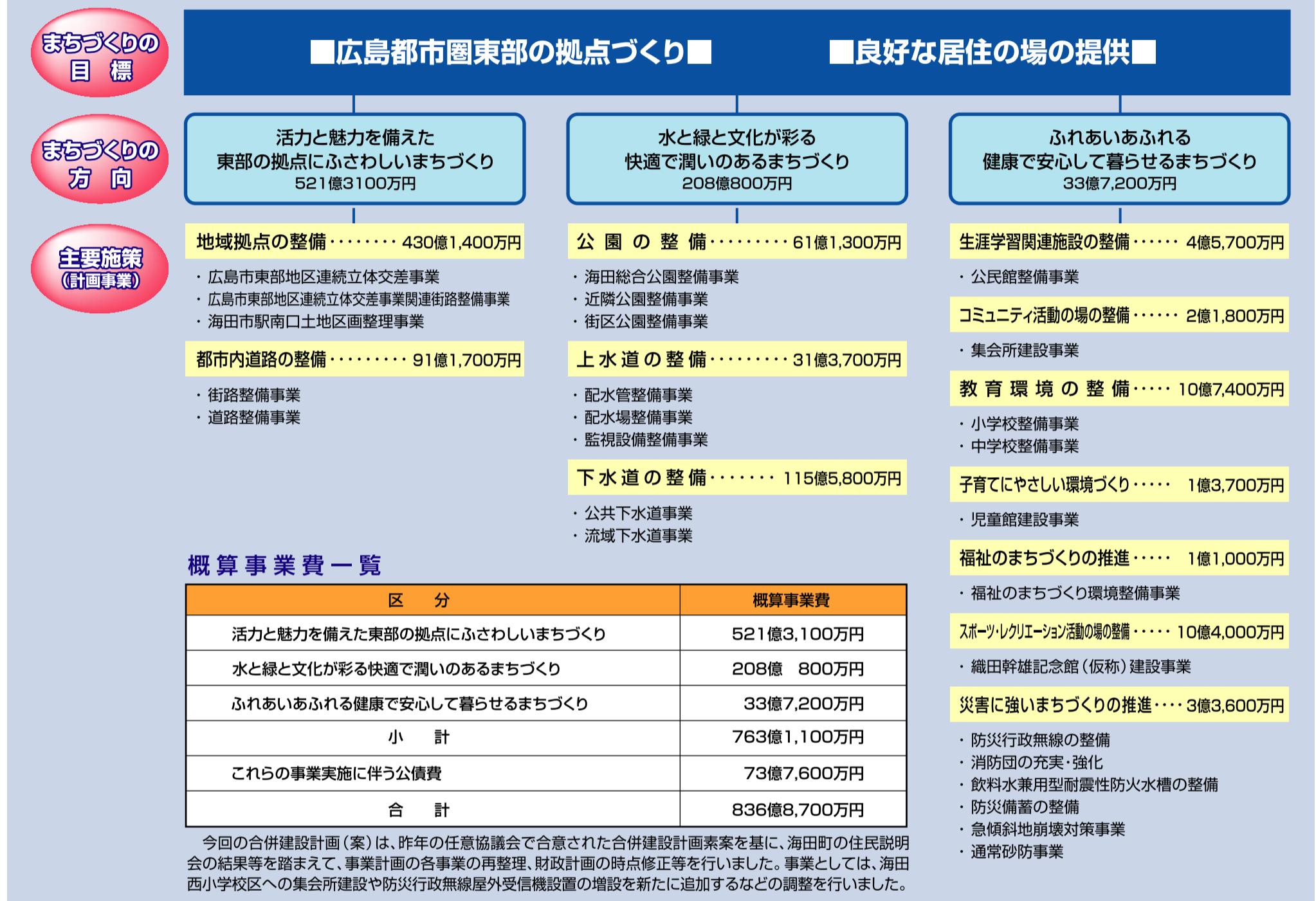
## 合併建設計画とは

合併建設計画は、市町村の合併に際し、合併市町村の将来ビジョンを与える、いわば合併市町村のマスター・プランとしての役割を果たすものです。また、合併建設計画を基礎として、さまざまな財政支援措置が講じられることになっています。

## 計画期間は10年間

計画期間については、国の財政支援措置である合併特例債や地方交付税の特例制度を利用できる期間を考慮して、平成16年度(2004年度)から平成25年度(2013年度)までの10年間としています。

### 【施策体系】



## 質疑応答

### これらの議題を協議する中で、以下のような質疑応答がありました。(要旨・抜粋)

#### 1 合併期日について

Q:合併の期日について、調整方針案である平成16年4月1日をもう1年延ばすと、どんな不利益があるのか。

A:広島市が複数の自治体と合併する場合には、海田町へ配分できる合併特例債の額が確実に小さくなるため、合併建設計画の規模は、かなり落ちると考えられる。

#### 2 行政機関について

Q:出張所ではなく連絡所の設置が提案されているが、連絡所と出張所の違いはなにか。また、出張所の設置とはならないのか。

A:連絡所は、戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明、市税等の徴収金の証明の交付業務を行っている。出張所は、これらに加えて、国民年金、国民健康保険、老人医療費の関係、児童福祉等の申請受付等の業務も行っている。

広島市としては、町の住民説明会での意向等もいろいろとお聞かせいただいたうえで、検討できる最大限として、連絡所の設置を提案させていただいている。

#### 3 水道料金について

Q:水道料金の経過措置を2年間と提案されているが、5年間にならないか。

A:水道を所管している厚生労働省と協議したところ、同一の給水区域内においては同じ料金を適用するのが原則であるが、市町村合併という特別な場合に当たっては、できるだけ短い期間で期限を定めて経過措置を設けることは可能であるといった見解が得られたことから、2年という経過措置を設けたものである。

#### 4 ごみ処理事業について

Q:海田町の資源ごみの収集方法については、自治会で他都市に研修に行かれて、非常にいい方法だということで始めた事業である。このやり方を取り入れてはどうか。

A:確かに地元の自治体の方が協力するというのは、いい制度ということで、いろいろな自治体でも実施されているが、地元の住民の方にかなりの負担となったり、収集運搬経費については、逆に経費がかかるという問題もある。それぞれ長所、短所あろうかと思うが、広島市の方で一元化した方が効率的だと考えている。

#### 5 学校の改築について

Q:耐震・耐力度調査で問題ありとされた校舎で子どもたちを勉強させることが、保護者にとって大変な不安材料になっている。合併建設計画の中に校舎の改築計画が入らないものか。

A:耐震・耐力度調査の結果、数値が低く緊急性が高いものとして、海田中学校の校舎及び海田東小学校の体育館については、合併建設計画に位置付けている。これ以外の海田小学校や海田東小学校の校舎等については、広島市の小中学校と併せて、今後、計画的に耐震性の強化に向けての整備を考えいくことになろうかと思う。

議事録全文は、協議会のホームページで公開していますので、御参照ください。  
<http://www.city.hiroshima.jp/gappeikyo/kaitai/010index.html>